

田辺市雇用維持支援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業等や事業活動の縮小により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対して補助金を支給します。

補助対象者

国の「雇用調整助成金等^(※)」の支給決定を受けた事業主
要件：①市内に事業所を有する個人事業主、または、法人
②市区町村税を完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、事業所の休業等であって、休業等の初日が令和2年1月24日以降に適用される特別措置に係るものに限り（ただし、補助金額の算定は令和2年4月1日以降の休業等が対象となります。）。

補助額

国の「雇用調整助成金等」の算定根拠となった基準賃金額の10分の1以内（上限1,500円）

×

対象労働者のうち田辺市民の月間休業等延日数

※国の助成金額単価と市の補助金額単価の合計上限額15,000円
※1事業者上限額300,000円

【補助割合のイメージ】

基準賃金額

大企業	国 2/3 (20/30)	市 3/30	企業 7/30
大企業 (解雇等を行わない場合)	国 3/4 (15/20)	市 2/20	企業 3/20
中小企業	国 4/5 (8/10)	市 1/10	企業 1/10
中小企業 (解雇等を行わない場合) ※補助金対象外	国 10/10		

※国の助成金の助成率については4月1日から9月30日までの緊急対応期間の助成率を参考にしております。また、市の補助金額単価の上限1,500円を超える場合は上記の支給割合となりませんのでご注意ください。

※国の助成金の助成率が10/10の場合は、市の補助金は対象外となります。

詳細や様式の取得について

補助金の詳細については、田辺市雇用維持支援補助金の申請要領をご確認ください。申請要領及び申請書は田辺市商工振興課の窓口、及び市ホームページ「田辺市 商工振興課」から取得できます。

田辺市 商工振興課

検索

申込期限

令和2年5月7日（木）～令和3年8月31日（火）
交付申請書と添付資料を下記へ提出してください。（郵送可）
郵送の場合は、令和3年8月31日（火）の消印有効です。

申請受付・問い合わせ先

田辺市商工観光部商工振興課
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
TEL：0739-26-9970 / FAX：0739-22-9898